

(産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡しください。)

## 産婦健康診査 実施のお願い

### (東京都外医療機関のご担当者様へ)

平素より調布市の母子保健事業に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。  
調布市では、都民が産後(流産・死産を含む)1か月程度で受診する産婦健康診査について費用助成を行っており、委託契約を締結していない医療機関にて受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。

つきましては、お手数ですが、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。  
なお、御不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

記

#### 【依頼事項1】

産婦が調布市民であると御確認いただき、「産婦健康診査受診票」の提示を受けてください。

「産婦健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されます。お持ちでない場合は、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

#### 【依頼事項2】

基本的な健診項目、お母さんの気持ちに関する質問票(EPDS等)を必ず実施してください。

「産婦健康診査受診票」に記載のアンケート1(エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS))、アンケート2(赤ちゃんへの気持ち質問票)について、日本産婦人科医会発行「妊産婦メンタルヘルスマニュアル」等を参考に、問診と結果把握を行っていただきますようお願いいたします。

※EPDS・赤ちゃんへの気持ち質問票等、お母さんの気持ちに関するいずれの質問票も未実施の場合は、産婦健康診査の費用助成の対象となりません。

ただし、産婦の状況によって未実施の場合、理由を受診票に御記載ください。

#### 【依頼事項3】

健康診査の結果を「産婦健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、2枚目(請求原票)・3枚目(産婦控)を産婦にお渡しください。

産婦が調布市に償還払いの申請をする際に、結果の記入があり、医療機関の押印またはサインがある「産婦健康診査受診票」と「産婦健康診査費用の領収書」が必要です。

※受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合、お母さんの気持ちに関する質問票の結果について、調布市から確認の御連絡をさせていただきます。

#### 【依頼事項4】

健康診査の結果、行政の支援が必要と判断された場合、裏面の問合せ先へ御連絡ください。

「産婦健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で支援」に○をつけていただき、裏面の担当部署へ御連絡いただくとともに、受診票1枚目(医療機関控え)の写しをFAX等にて送付していただきますようお願いいたします。

裏面に問い合わせ先を記載しています

(産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡してください。)

**【問い合わせ】**

調布市子ども生活部子ども家庭センター  
☎182-0026 東京都調布市小島町 2-33-1  
文化会館たづくり西館保健センター4階  
TEL 042-441-6081  
FAX 042-441-6101

**【受付時間】**

8：30～17：00  
(土曜日・日曜日、祝日及び年末年始を除く)